

不用品回収業者に 注意しましょう

「無料回収」をうたい、家庭や事業所から排出される廃家電などを戸別回収したり、空き地へ持ち込ませたりする業者の多くは、違法（無許可）営業です。価値のある部分以外を不法投棄したり、回収後に高額な料金を請求されたりするなどのトラブルも起きています。このような事業者を利用せず、市が案内するルールで処分してください。



▲ごみ・リサイクルについて

悪質な不法投棄の一例 絶対に許しません！



▲爆発の危険のあるガスボンベなどを含む家庭ごみ

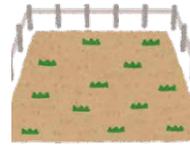


▲公共の水路脇に捨てられた大量のカニ

不法投棄 ダメ！ ゼツタイ！

不法投棄されない環境へ

不法投棄を防止する一つの方法として、ごみを捨てにくい環境をつくるのがあげられます。不法投棄は「ごみが残っている場所に捨てられる」「管理が不十分と思われる場所に捨てられる」という傾向があります。法律上、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。



ん。不法投棄をさせないためにも、定期的な見回りや草刈り、フェンスや柵、看板を設置しみにだりに人が立ち入れないようにするなど、私有地を適切に管理することも必要です。

また、自分の所有する土地に不法投棄された廃棄物を公共の場（公園や道路など）へ移動させる行為も不法投棄となりますので、ご注意ください。

不法投棄を見かけた方は

1人で現場に近づいて注意をすることは危険です。不法投棄者の

不法投棄をなくすには

特徴や車両ナンバー、場所、種類などを最寄りの警察署や駐在所に通報してください。現場保存のため、不法投棄された廃棄物は、そのままにしておいてください。

不法投棄をなくすためには、ごみの処理について一人一人がモラルを持ち、マナー・ルールを守ることが必要です。また、地域の皆さんで監視の目を光らせることも効果的です。日ごろから地域ぐるみで注意をして、発生を未然に防ぎましょう。

日常生活を送る上で、ごみはすべての人から必ず排出されます。一人一人が、「しない」「させない」「許さない」という意識を持ち、美しく住みよい地域をつくりましょう。

少量のごみのポイ捨ても不法投棄です あなたの心まで捨てていませんか？



【写真】大量に不法投棄されたタイヤ

市民生活課 ☎22-1314

ごみの不法投棄 絶対に許しません!!

～9月は「廃棄物不法投棄防止強化月間」です～

空き地や道路の路肩、河川敷などで見受けられる無造作に捨てられたごみ。その光景を見るだけで嫌な気持ちになります。「すでにごみが捨ててあるから」などの理由で、ごみを平気で捨てる人がいるのが現状です。また、悪質なものと、分別していない状態のごみが袋に詰められ、人気の少ない場所に投げられています。

もし自分の目の前、自宅の敷地内にごみの不法投棄をされたとしたら、あなたならどう思いますか？

不法投棄とは

日常生活や事業活動からは、大量の廃棄物（ごみ）が出されます。不法投棄は、定められたルールに従わず、路上などの公共用地や山林、空き地などにみだりにごみを捨てる行為です。一部の心ない人たちによって、不法に捨てられるケースが後を絶ちません。この行為は、自然や景観を損なうだけでなく、新たな不法投棄を誘発し、土壌や水質の汚染、悪臭などの環境汚染を引き起こすことにつながります。地域の景観を保つためにも、ごみは決められた方法で出しましょう。

不法投棄は

重大な犯罪です

定められた方法や場所以外で廃棄物を捨てることは、法律で禁じられています。

違反した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金が科せられます。